

広島県告示第二百四十六号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第七条第一項の規定によって、令和七年二月二十八日に特定農業用ため池を次のとおり指定した。

令和七年三月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所 在 地	特 定 農 業 用 た め 池 の 名 称
広島県三次市	観音池外五箇所（別表一のとおり）

別表一は、添付を省略し、広島県ホームページに掲載するとともに、広島県農林水産局ため池・農地防災担当に備え置いて縦覧に供する。